

登校許可証

学校感染症につきましては、学校保健安全法及び同施行規則により、以下の表のとおり定められております。これらの感染症に罹患した場合、または罹患した疑いがある場合は、医師の判断に基づき出席停止となります。

治療後、登校を再開する際に、下記の「登校許可証」に医師の証明を頂き、学校にご提出ください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウィルスに限る）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウィルスに限る）、特定鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9）	治癒するまで
第二種 感染症	新型コロナウイルス感染症	発症したのち5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

※切り取らずにご提出ください。

登校許可証

年次 組 番 氏名 _____

1 疾病名 _____

2 出席停止期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

令和 年 月 日 () より登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名
(医師名)

印 _____